

(整理番号 2124)

長野地方最低賃金審議会

第 6 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 4 年 3 月 4 日 16 時 00 分 ~ 16 時 30 分 ホテル信濃路 2 階 穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野地方最低賃金審議会運営規程(案)について 2 令和 3 年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告) 3 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について(令和 4 年度) 4 その他		
議事録			
<p>浜賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より長野地方最低賃金審議会令和 3 年度第 6 回本審議会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認でございます。本日の出席委員は、委員 15 名中 15 名のご出席をいただいております。最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により 3 分の 2 以上の出席がございますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに小野寺長野労働局長から御挨拶申し上げます。</p> <p>小野寺局長</p> <p>長野労働局長の小野寺でございます。</p> <p>皆様には、年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。本日は令和 3 年度最後の審議会となります。</p> <p>これまでのご審議にあたりまして、地域別最低賃金の目安額が過去最大の引上げとなった中で、大変難しいご審議をいただきました。</p> <p>お陰様をもちまして、令和 3 年度 地域別最低賃金につきましては 28 円の引上げ、特定最低賃金の 3 業種につきましても、各専門部会において慎重なご審議をいただき、それぞれ改正決定をいたしたところでございます。これもひとえに皆様のご尽力の賜と、敬意を表すると共に厚く御礼申し上げます。</p> <p>長野労働局では、改定された最低賃金額につきまして積極的な周知を行って</p>			

るほか、最低賃金額の支払いが懸念される事業場について、現在、監督指導を通じて最低賃金の履行確保に向けた徹底を図っているところでございます。

また、生産性向上に取り組むことにより、最低賃金の引上げを図る中小企業を対象にした「業務改善助成金」の要件を拡充するなどの支援を実施しており、引き続き、積極的な利用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、年度末をもちまして、審議会委員をご退任されます方々がおられますので、この場をお借りして感謝の言葉を述べさせていただきます。

岩崎委員におかれましては、平成29年から5年間、財津委員、堂込委員におかれましては平成30年から4年間、労働者代表として審議会委員をお勤めいただき、審議にご参画いただきました。

それぞれの皆様方のご功績及びご労苦に感謝申し上げますとともに、今後、益々のご健勝を祈念いたします。引き続き長野労働局の行政運営に関するご支援、ご協力をお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日も、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

浜賃金室長

それでは、これからの審議について、倉崎会長、よろしく願いいたします。

倉崎会長

本年度も昨年度と同様、新型コロナウイルスとの関係で、最低賃金がどうあるべきかということに、大変、頭を悩ませた年度でありました。そんな中で何とか道筋が示せたことは、審議会委員の皆様の大変なお骨折りによる賜物と考えております。それについては本当に感謝申し上げます。

また、先ほど局長からもご紹介がありましたけれども、本年度末で退任される審議会委員の皆様におかれましては、これまで最低賃金の道筋を立てるために多大なるお力添えを賜りましたことを感謝申し上げます。

さて、今ほど申し上げた新型コロナウイルスですが、なかなか状況は好転しません。おそらく、次年度の本審議会においても、やはり新型コロナウイルスとの関係で、最低賃金がどうあるべきかということに頭を悩ませる事態になるんだと思います。今日の総会ですけれども、本年度の総括、あと次年度への引継ぎですね。次年度の審議がより良いものになるよう、充実した審議になるように、本日もまたご協力をいただければと思っております。本日もよろしく願いいたします。

さて、本日の議題ですけれども、

- (1) 長野地方最低賃金審議会運営規程(案)について
- (2) 令和3年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告)
- (3) 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について

(4) その他

を予定しております。

本日の会議は、長野地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開とします。

なお、事務局において長野地方最低賃金審議会 会議公開要綱 第3条に基づく公開の公示の結果、1名の傍聴の申し込みがあり、本日傍聴いただいております。

それでは、議題(1)の「長野地方最低賃金審議会運営規程(案)について」に入ります。事務局より説明して下さい。

浜賃金室長

それでは、資料 No. 1 の「長野地方最低賃金審議会運営規程(案)」をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大傾向を踏まえ、オンラインに対応する規程に変更させていただくこととしたものです。変更箇所を赤字で示してございまして、一部は字句修正となっております。項目の追加と削除の部分については、詳細を説明させていただきます。

まず、第4条(委員の欠席)に追加した項目を読み上げさせていただきます。第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。第2項 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

追加した第1項はテレビ会議システムの利用によるオンライン出席を可とするもの、第2項はこのような出席を定足数及び議決の上で出席と取り扱うとするもの、第3項及び第4項は従来の規定がそのまま繰り下がっているものになります。

実際の運用につきましては、各委員のご事情も踏まえ、運用上の取扱い等について、今後も十分に検討する必要があるものと考えられますので、今回、規程は追加させていただくこととしたものでございしますが、実施に当たりましては、当面、会長の御判断をいただきながら、限定的な運用を想定しているところでございます。

続きまして、第7条の議事録署名に係る規程の見直しについてです。

第1項において「議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする」としておりましたが、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」により、行政手続における書面規制、押印・対面規制の抜本的な見直しが進められたことを踏まえ、第4条のオンライン対応に合わせる形で、署名手続の部分を削除することとしたものです。

しかしながら、内容の信頼性を担保するため、労使委員にも議事録を確認していただく必要はあると考えておりますので、会議の場において会長から議事録確認担当委員を御指名いただいた上で、当面、従来の方法に準じて、議事録を御確認いただきたいと思いますと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいま説明のありました運営規程（案）について、ご意見などありますか。労働者代表委員から何かございますか。はい、お願いします。

○岩崎委員

岩崎です。運営規程の第4条のところ、現在のコロナの関連で追加をさせていただいた、現在の状況に色々と配慮していただけたものと認識しております。これについては、規程は先ほどの説明にもありましたが、実施については会長の判断ということで、実際にやるかどうかは今後のコロナの感染状況とか拡大状況とか見ながら慎重に対応していただいているのかなと思っておりますので、その部分は安心しているのですけれども、すみません、技術的に気になったところになるのですが、総会であれば、大体こういう場所で1回で済むのでいいのです。運小、検小とかもこういう場の中ですのですけれども、県最賃も特定最賃も、専門部会の時には、やはり公労、公使の協議、またその間の休憩時間にも話をすることがあったりするので、オンライン方式を専門部会でやるのは技術的に難しいんじゃないかと思うのです。

もし専門部会の方も、そうした形でコロナの状況を見つつやるということであれば、顔を突き合わせて呼応しながら審議をするというか、審議会委員も各委員の顔を見ながら考えをまとめられるということがあるので、その辺のところを担保できるような形で運用していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

倉崎会長

ありがとうございました。ご意見は、おっしゃる通りだと思います。総会よりは専門部会の方が人数は少ないので、オンラインを使うのであれば、専門部会はより慎重に運用するということにはなるのかなと考えますけど、事務局、この点について何かございますか。

○浜賃金室長

専門部会の運営につきましては、来年度の審議会、運営問題小委員会で御検討いただくということで考えておまして、今回の案に準じてという形になるか、その際にお諮りさせていただきたいと思います。先ほど岩崎委員からご指摘がありましたとおり、会長のご判断を踏まえた運用としてはありますが、基本的には参集型で開催していきたいという事務局の考えを申し上げておきたいと思います。

倉崎会長

ありがとうございました。では、使用者代表委員から何かございますか。

○中村委員

第4条の改正は賛成でございます。参考までにお伺いしたいのですが、長野県オリジナルの改正なのか、全国統一での考え方なのか、ということが一点。

それから専門部会で各側が意見調整で別室に行くような場合だと、オンライン方式ではなかなか難しいのだろうなという気がいたします。

倉崎会長

ありがとうございました。事務局、何かございますか。

○浜賃金室長

ただ今のご質問についてご回答させていただきます。この運営規程の見直し案は、中央最低賃金審議会の運営規程がこれと同じ形で見直しされておりまして、全局これに倣う形で改定が進められているところでございます。専門部会における運用につきましては、先ほど申し上げたとおりということでご理解いただけたらと思います。以上でございます。

倉崎会長

ありがとうございました。それでは、運用の仕方についてはご理解いただけたとして、規程としてはこれでご了解いただいたものと理解いたしましたので、(案)を削除いただきまして、本日からこの規程により進めていくこととします。時間の都合もありますので、事務局は、次年度の第1回本審議会時に正本を配付するよう、お願いします。

次に、議題(2)の「令和3年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について」に、入ります。事務局より説明して下さい。

○宮澤室長補佐

資料番号2の「第53期(令和3年度)長野地方最低賃金審議会本審、小委員会、専門部会の審議経過」について、概要を説明いたします。

なお、長野県最低賃金の審議経過につきましては、8月23日の第4回本審までご承知いただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

4ページの7 特定最低賃金 からご覧ください。特定最低賃金の審議経過について、時系列に一覧としておりまして、5ページからが各産業別の審議内容の概要となっております。特定最低賃金は、9月13日の合同専門部会を第1回としておりますので、それぞれ第2回目以降の審議経過についてご説明いたします。

まず、(1)計量器等最低賃金専門部会の審議経過です。計量器等最低賃金については、計5回の部会を開催し、審議が行われました。労使の主張に隔たりがあり、歩み寄りが見られなかったことから、最終的に公益委員見解が示され、賛成多数により、部会長報告が採決されました。

全会一致とならなかったことから、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されず、10月28日に第5回本審が開催され、採決の結果、賛成多数で、現行の特定最低賃金を22円引上げ時間額916円とすることで結審し、答申が行われ、11月29日に官報公示、12月29日に法定発効となっております。

次に、(2)はん用機械器具等最低賃金専門部会の審議経過です。はん用機械器具等最低賃金については、計4回の部会を開催し、審議が行われました。10月15日に開催された同専門部会において、労使双方の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を22円引上げ、時間額927円とすることで結審いたしました。最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月16日に官報公示、12月16日に法定発効となっております。

最後に、(3)各種商品小売業最低賃金専門部会の審議経過です。各種商品小売業最低賃金についても、計4回の部会を開催し、審議が行われました。10月25日に開催された同専門部会において労使双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を22円引上げ、時間額879円とすることで結審しました。最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月24日に官報公示、12月31日の指定日発効となっております。以上が特定最低賃金の審議経過になります。

また、資料番号3は、過去14年間の最低賃金額引上げの推移をまとめたもの、資料番号4は、本年度の長野県最低賃金と特定最低賃金の周知用リーフレットになりますので、後ほどお目通し願えればと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ありがとうございました。只今の報告について何か意見・質問等ありますか。労働者代表委員、よろしいですね。使用者代表委員もよろしいですね。

次に、議題(3)の「特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について」に、入ります。事務局より説明して下さい。

○宮澤室長補佐

令和4年2月7日に労働者代表委員から特定最低賃金の金額改正に関わる4業種、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、印刷・製版業、各種商品小売業の意向表明の提出がございました。その写しを資料番号5-1から5-4とさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

申し出の時期は、いずれも「2022年7月下旬まで」となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいま事務局より説明いただいたこの意向表明について、労使各側委員から何かご意見ありますか。はい、どうぞ。

○山口委員

ありがとうございます。労側委員の山口でございます。

今、ご報告があったとおり、例年どおり4業種の意向表明をさせていただきました。今後、それぞれ審議に必要な目安となる適用労働者の三分の一を目指して長野県内の労働者の仲間をしっかり周知をしながら合意書面などを集め、皆様にご提示させていただきながら、しっかりと審議に入れるように努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

倉崎会長

ありがとうございました。使用者代表委員の方から何かございますか。

○井出委員

今、山口委員からお話がありましたとおり、去年は審議がなされなかった印刷についても、口頭で「あり」ということで進めていくということを確認だけさせていただいて、進めさせていただくということでお願ひします。

倉崎会長

よろしければ、議題(4)の「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

○浜賃金室長

来年度の審議会に関連いたしまして、お願いがございます。日程についてです。例年、第1回目の審議会は6月開催とさせていただいているところでございまして、来年度においても、おおむね例年どおりの日程で進めてまいりたいと考えております。したがって、4月中に委員の皆様にお伺いして、日程を調整させていただきたいと思ひますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは以上でございます。

倉崎会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見等ありますか。

また、本審議会を締めるにあたって、何かございますでしょうか。

労側、よろしいですか。使側もよろしいですか。

それでは、最後に本日の議事録確認委員を指名します。

労働者代表委員から山口委員、使用者代表委員は井出委員にお願ひします。

以上をもって閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉 会